

1450

極秘

電信寫

南支那
北支那
海

昭和18/二五二〇 (暗)

河内 二月十七日前發
本省 十七日夜着

栗山事務總長

外務省

第四二號 (緊急、館長符號)
貴電台第一〇二號ニ關シ

十六日午後五時半 (佛印時間) 本官河村陸軍少將大熊海軍大佐ヲ
同道「ドク」總督ヲ往訪シ

東京ハ今般在佛大使ヨリ「ラパール」首席ニ對シ佛宛貴電第五
號申入ヲナスヘキ旨ノ訓令ヲ同大使ニ對シ與ヘタリトテ右貴電第
五五號ノ趣旨ヲ告ケ同時ニ本官ニ於テモ貴總督ニ對シ右日本政府
ノ要望ヲ容レラルル様申入方ノ訓令ニ接シタリトテ往電第四〇號

INT 292 113

外務省

1450

極秘

電信寫

2

(中段以下)ノ次第ヲ認メタル公文ヲ手交シタル上廣州灣ハ貴總
督ノ管下ニ屬スルコトニモアリ貴總督ノ責任ニ於テ之ニ應諾方ヲ
求メタリ
右ニ對シ總督ハ早速州長官ニ本官申入ノ次第ヲ電報スルト同時ニ
同長官ニ對シ不慮ノ事態發生ヲ防止スル爲必要ナル措置ヲ執ルヘ
キ旨ノ訓令ヲ發スヘシ就テハ州長官ヨリ總督ノ電報ヲ受領セル旨
ノ回電ニ接スル迄進駐ヲ行タレンコトヲ望ム又便宜供與等ニ關ス
ル現地協定締結ニ關シ制限ヲ附與スルコトニ主義上異存無キモ部
内トノ協議ノ都合モアリ文書ニ依ル回答ハ暫ク待タレタシト答ヘ
タリ
依テ本官ハ右ノ次第ヲ本國政府ニ電報スヘキ旨竝ニ書面ニ依ル同

INT 292

114

極秘

電信寫

148

南京ニ寄ル
南京ニ寄ル
南京ニ寄ル

昭和18 二五一九 暗
河内 二月十七日前發
本省 十七日夜着
外務省 梁山學務總長

谷外務大臣
第四四號(館長符號、緊急)
往電第四二號ニ關シ

十六日午後十時外交部長本官ヲ來訪シ首領往電本官辭去後直ニ廣
州總督長官向總督ヨリ日本軍ノ進駐ニ際シ不慮ノ事懸發生セサル
豫官ノ措置ヲ採ルヘキ旨ノ訓令發セラレタルカ更ニ日本軍ニ便
宜供應方殊ニ細目協定制印ノ權限ヲ現地官憲ニ附與スル點ニ付テ
ハ飾印陸軍司令官ノ同意ヲ得ル必要アル爲遲延シタルモ既ニ發電
セラレタル筈ナリト述ヘ本官ノ目前ニテ總督府ニ電訴セル邊古入

1MT 292

116

外務省

極秘

電信寫

1130

答ハ今晚中ニ送付アリタキ旨ヲ告ケ總督之ヲ應諾セリ
後刻回答ニ接シ次第電報スヘキモ不取敢
大東亞大臣ヘ轉報アリタシ
錦ヘ轉電セリ

1MT 292

115

外務省

極秘

電信寫

1460

南チリ
上海北
ニ付電

32

昭和18 五一七八七 暗 河内 二月十七日 後發
本省 十七日 夜着

谷外務大臣

第四五號（紫詠、昭長符號）

往電第四四號末段ニ關シ

本官手交ノ公文ニ對スル總督答翰中ニ佛國政府ノ任支佛國符號
兼ニ付テハ未タ本國政府ヨリ何等通報ニ接セサルニ付直ニ電報ス
ヘントノ一句アリシ處石ハ不必ニナル次第ニ付之ヲ削除シ別電第
四六號ノ通り修正セシメ同時ニ當方往翰モ別電第四七號ノ通り認
メ何レモ十六日附トシ十七日午前中ニ交換ヲ了シタリ

佛へ轉電セリ

大東亞大臣ニ轉報任支大使ニ轉電アリタシ

INT 292.

118

外務省

極秘

電信寫

1460

2

午後十一時發電セラレタルコト判明セリ依テ外交部長ハ右ニテ我
方ノ要求ヲ全面的ニ容レタルコト故舊面ニ依ル回答ハ十六日附ヲ
以テ十七日午前差出スヘント申述ヘタルニ付之ヲ諒承シ置ケリ尙
其ノ際回答文ノ内容ニ付協議セルニ付委細ハ舊面接到ヲ俟チ追電
スヘシ

佛へ轉電セリ

INT 292.

117

外務省

傳為
定至
文書作
於台

極秘

電信寫

1460

昭和18 五一八〇九 (暗)

河内 二月十七日 發
本省 十八日夜着

谷外務大臣

栗山事務總長

第四六號 (館長符號、緊急)

Monsieur l'Ambassadeur

D'ordre de votre Gouvernement vous avez bien voulu me remettre le
16 février la communication suivante
次イテ別電第四七號中ノ
de Gouvernement du Japon estime

ヨリ aux Autorités locales sur place 送ヲ・ニテ缺々繰返シ更ニ以
下ノ通り續ク

IMT 292. 119

外務省

1460

極秘

電信寫

J'ai l'honneur d'accuser réception de cette communication et de vous faire
connaître que je me mets immédiatement en rapport avec mon Gouvernement
er même temps je prescris à l'administrateur en chef de Kouang-Tchou-Wan
d'accorder aux troupes japonaises les facilités que le Gouvernement du
Japon demande de régler les dispositions de détail à cet égard de prendre
les mesures nécessaires pour que l'entrée des troupes japonaises ait
lieu sans incident.

Je vous prie d'agréer

佛ニ轉電セリ

大東亞大臣ニ轉報、爾大ニ轉電アリタシ

IMT 292. 120

外務省

REEL No. A-1216

アジア歴史資料センター

極秘

電信寫

1460

Detail. トアル處右ハ向部長ヨリ十六日夜本官ニ告ケタル通り
 細目ニ關スル現地協定ニ調印スル權限ヲ附與シタルコトヲ意味
 シ居ルモノナリヤヲ爲念確メシメタル處外交部長ハ府員ニ對シ
 昨日本官ニ申述ヘタル通り總督トノ會談ノ際河村少將ヨリ總督
 ニ内(脱)セラレタル現地協定案ハ其ノ儘州長官ニ電報シ右ニ
 調印シ差支ナキ旨確カニ電報シアルニ付其ノ旨本官ニ御傳ヘ願
 度シト答ヘタル趣ナリ

佛へ轉電セリ

大東亞大臣ニ轉報シ在支大使ニ轉電アリタシ

十電報轉電濟七

IMT 292.

122

外務省

極秘

電信寫

1460

昭和18 五一八一六 (隨)
 河内 二月十七日發
 本省 十八日發着

谷外務大臣
 栗山事務總長

第四八號(館長符號、緊急)
 往電第四四號ニ關シ

一、廣州灣長官カ總督ノ訓令ヲ接受シタル時間ニ付今朝府員ヲシテ
 外交部長ニ確メシメタル處冒頭往電ニ不慮事故防止ニ關スル訓
 電ハ十七日午前四時便宣供與ニ關スル分ハ同七時(何レモ地方
 時間)同長官ニ於テ接受セル旨ノ電報ニ接シタリトノコトナリ
 (右ハ陸海軍ヨリ現地ニ聯絡セシム)

二、尙其ノ際總督ノ來翰中便宜供與ニ關シ de régler les disposition de

IMT 292.

121

外務省

極秘

電信寫

1254

カ繪圖サレ居ルニ非スヤトモ思ヘルルト述ヘ又「コスム」大
 臣ヨリ本國政府ニ對シ單ニ漠然ト乍ラ在支領事館秘案方稟請セ
 ルモ取止メトナリタル模様ニテ「コスム」モ電報ヲ知り居ラサル
 ヘシト推セラルル旨述ヘ居リタリ
 大車脚大臣へ電報シ在支大臣へ電報アリタシ

0 207

外務省

極秘

電信寫

1254

昭和18 五一九〇五 (暗)
 河内 二月十七日發
 本省 十九日夜着
 栗山 參事 長
 谷外務大臣
 參事九編 (參事、參事長、參事)
 (秘國ノ在支特權秘案ニ關スル件)
 在支領事館ニ關シ
 本官ハ外交部長ニ對シ特權秘案ニ關シ本國政府ニ電照云々ハ不必
 要ナリト語リタル際外交部長ハ實ハ支領事館ニ付テハ電報ヨリ
 々々本國政府ニ電照セルモ何等返電ナク「ラバル」首屈カ在支大臣
 ニ言明セラレタル等特權秘案ニ關スル政府ノ意圖ヲ承知シ
 居ラサルニ付一應向合セタキ次第ナリ或ハ電報ヨリ政府ノ電報

0 206

外務省

電 信 案 — — 外 務 省	自記ヲ定メタル如ク佛五例ノ新ルニ服責有業 佛五例ハ其方ノ実認シ得タル事ニシテ佛 五例ノ急急シク上海佛租界ノ静謐保持 卜毛(宗)ノ佛五例ハ極メテ困難ナリ 其期シ得ル事トナレキヲ以テ其大旨ハ至多 佛五例ノ注意ヲ喚起セシ 飽直島民政府ノ 意旨相合トシテ措置スル所ナリ 佛五例ノ急急シク上海佛租界ノ静謐保持 卜毛(宗)ノ佛五例ハ極メテ困難ナリ 其期シ得ル事トナレキヲ以テ其大旨ハ至多 佛五例ノ注意ヲ喚起セシ 飽直島民政府ノ 意旨相合トシテ措置スル所ナリ
--	---

REEL No. A-1216

大臣 次官 政務局 第四課長 第二課長 第六部 (分類)

電 信 案 — — 外 務 省	電送第 2571 號 昭和十八年二月十七日 午後 時 分 秒 件名 佛五ノ在支租界返還ニ関スル件 第 五八 號 其ノ在支租界返還ニ関スル件ハ 其ノ在支租界返還ニ関スル件ハ 其ノ在支租界返還ニ関スル件ハ	主管 政務局長 主任 第一課長 昭和十八年二月十七日起草	録 名 件 名 宛 號 備 註 佛五ノ在支租界返還ニ関スル件 佛五ノ在支租界返還ニ関スル件 佛五ノ在支租界返還ニ関スル件	配録件名 發 出 大 立
--	---	------------------------------------	--	--------------------------

電信寫
極秘

1254

昭和18 二六九一 (暗)
 谷外務大臣
 第七八號 (大至急、暗長符號)
 (佛國ノ在支租界返還ニ關スル件)
 貴電合第一〇七號ニ關シ
 十八日本野ヲシテ「ロシア」次官ニ質サシメタル處、附此ハ富地ニ
 於テ二十三日「佛政府ハ「支那」下ノ友好關係ヲ緊密ナラシムル爲
 「支那」ニ對シ法律上ノ特權竝ニ北京公使館區域、上海及鼓浪嶼
 ノ共同租界及漢口、天津、上海、廣東ノ租界ヲ返還スルコトニ決
 定セリ右實施ニ付テハ追テ適宜ノ措置ヲ執ルヘキ旨」ノ宣言ヲ爲

グイシー、二月十八日發
 本省 二十日前着

三谷大使

外務省

0 246

1254

(分類)

電 信 案	外 務 省	平 略	電送第	號	主管
			昭和十八年二月二十日	時一分	政務部長
電 信 案	外 務 省	合 第 一 〇 七 號	件名	宛	主任
			北京、上海、天津、漢口、廣東ノ租界ヲ返還スル件	北京、上海、天津、漢口、廣東ノ租界ヲ返還スル件	三谷大使
			配録件名	發	昭和十八年二月二十日發
				谷大臣	

(日本標準規格B5)

0 194

極秘
電信寫

1254

陸海軍省
東ス

昭和三十八 二六九一 (暗)
 谷外務大臣
 第七八號 (大至急、暗長符號)
 (佛國ノ在支租界返還ニ關スル件)
 貴電合第一〇七號ニ關シ
 十八日本野ヲシテ「ロシア」次官ニ質サシメタル處附冊ハ富地ニ
 於テ二十三日「佛政府ハ「支那」下ノ友好關係ヲ緊密ナラシムル爲
 「支那」ニ對シ法律上ノ特權竝ニ北京公使館區域、上海及鼓浪嶼
 ノ共同租界及漢口、天津、上海、廣東ノ租界ヲ返還スルコトニ決
 定セリ右實地ニ付テハ追テ適宜ノ措置ヲ執ルヘキ旨」ノ宣言ヲ爲

グイシー 二月十八日發
 本省 二十日前着

三谷大使

0 246

外務省

1254

(分類)

電 信 案	平略	電送第	號	主管
		昭和 年 月 日 時 分		事務部長
外 務 省	合 第 一 〇 七 號	件 名	宛	主任
		北京 上海 河内 三台 天津 漢口 青島 烟台 威海衛 龍口 煙台 濟南 濰縣 周村 臨沂 徐州 鄭州 開封 洛陽 西安 蘭州 西寧 昆明 貴陽 重慶 成都 萬縣 宜昌 沙市 漢口 九江 南昌 長沙 衡陽 廣州 汕頭 香港 澳門 台北 基隆 台中 台南 高雄 屏東 花蓮 台東 澎湖 金門 馬祖	北京 上海 河内 三台 天津 漢口 青島 烟台 威海衛 龍口 煙台 濟南 濰縣 周村 臨沂 徐州 鄭州 開封 洛陽 西安 蘭州 西寧 昆明 貴陽 重慶 成都 萬縣 宜昌 沙市 漢口 九江 南昌 長沙 衡陽 廣州 汕頭 香港 澳門 台北 基隆 台中 台南 高雄 屏東 花蓮 台東 澎湖 金門 馬祖	谷外務大臣
		記録件名	發	

電信課長
發電係

昭和十八年二月十七日起草

0 134

1460

(分類)

電 信 案	上海ニ轉電アリタシ	佛宛往電第五四號ニ關シ	「ラバル」ヨリ三谷大使ニ對シ十六日午後五時半承諾ノ確答アリタリ	電送第 2667 號	主管
				昭和十八年二月九日午後三時三分發	政務局長
外 務 省				件名	宛
				廣州(海進)駐ニ關スル件	在南京 重光大使
				第六五號	主任 第一課長
				(館長符號、大至急)	昭和十八年二月十八日起草
				記録件名	發 谷 外務大臣

(日本標準規格B5)

1MT 292.

190

電信寫

極 秘

1254

シ右ニ關スル實際的措置ハ地方的ニ解決スル所存ナル趣意フルト
 共ニ右文案寫ヲ當方ニ手交方約セリ
 尙右宣言ヲ當地ニ於テ行フハ「コスム」^大使カ重慶側ニ「アクレ
 ジット」セラレ居ル關係上同大使ヲシテ措置セシムルトキハ重慶
 側ニ對スル宣言ナルカ如ク解セラルル惧アルヲ以テ此ノ種ノ誤解
 ヲ避クルニ出スル旨ヲ説明シ又本野ヨリノ質問ニ對シ重慶側ニ對
 シテハ何等ノ措置ヲ執ラサルヘキ旨答ヘタル趣ナリ
 尙本件宣言ヲ「コスム」カ自己ノ裁量ニテ重慶側ニ通告スルカ如
 キコトナキ様御措置相成ルコト然ルヘシト存セラル
 獨、河内へ傳電セリ
 上海、北京へ傳電アリタシ 南京ニテ行電ヲ依テ取ル

0 247

外務省



1460

(分類)

電 信 案	上海ニ轉電アリタシ	佛宛往電第五四號ニ關シ	「ラバル」ヨリ三谷大使ニ對シ十六日午後五時半承諾ノ確答アリタリ	電送第 2667 號	主管 政務局長
				昭和十八年二月八日午後九時三分發	主任 第一課長
外 務 省				件名 廣州灣進駐ニ關スル件	宛 在南京 重光大使
				記録件名	發 谷外務大臣
				第六五號	昭和十八年二月十八日起草
				(館長符號、大至)急	

(日本標準規格B5)

1MT 292.

190



1254

シ右ニ歸スル實際的指置ハ地方的ニ解決スル所存ナル趣意フルト
共ニ右文案寫ヲ當方ニ手交方約セリ
尙右宣言ヲ當地ニ於テ行フハ「コスム」^大使カ重慶側ニ「アクレ
ジット」セラレ居ル關係上同大使ヲシテ指置セシムルトキハ重慶
側ニ對スル宣言ナルカ如ク解セラルル惧アルヲ以テ此ノ種ノ誤解
ヲ避クルニ出スル旨ヲ説明シ又本野ヨリノ質問ニ對シ重慶側ニ對
シテハ何等ノ措置ヲ執ラサルヘキ旨答ヘタル趣ナリ
尙本件宣言ヲ「コスム」カ自己ノ裁量ニテ重慶側ニ通告スルカ如
キコトナキ様御指置相成ルコト然ルヘント存セラル
獨、河内へ傳電セリ
上海、北京へ傳電アリタシ
南京ニ送付セラル

0 247

外務省

極

1254

電信寫

昭和18 五一八二〇 暗 南京 二月十八日前發
本省 十八日後着

青木大東亞大臣 重光大使

K第七五號 (緊急、館長符號扱)

(佛國ノ在支租界返還ニ關スル件)

外務大臣發第五八號及貴大臣發第二一六號ニ關シ

二月十八日當地佛國領事ヲ招キ「コスム」大使ニ傳達セリ要領別電
ノ通 (了)

大東亞省

0 202

1254 極 秘

電信寫

昭和18 五一八二二 暗 南京 二月十八日後發
本省 十八日後着

青木大東亞大臣 重光大使

K第七六號 (緊急、館長符號扱、別電)

(佛國ノ在支租界返還ニ關スル件)

二月十八日當地副領事ヲ招キ「コスム」大使ニ左ノ通傳言セリ

一、租界治外法權問題ニ關シ過日貴下ノ傳ヘラレタル日本政府ノ故障

ハ(外務大臣宛第四六號)排除セラレタリ尙此ノ事情ハ支那政府

ニモ申入ル積ナリ(先方ハ然ラハ佛國大使ニ於テ支那側ニ佛國

政府ノ意嚮ヲ傳達シテ可ナリヤト質問セルニ付差支ナキ旨答ヘ尙

先方ハ本件ハ東京又ハ「ヴィシー」ニテ正式ニ申入レラルル次第

大東亞省

0 203

電信寫

ナリヤト問ヒタルニ付右ノ點ハ承知セサルモ本使ノ「コスム」大
使ニ對スル本申入ヲ以テ正式ノモノト見做サレ差支ナシト答ヘ置
ケリ

ニ「コスム」大使ハ租界及治外法權問題ニ付テ「ヴィンチ」ニ於テ
一般的聲明ヲ出シ次イテ南京政府ハ實際的交渉ニ入ル意圖ト承知
シ居タルカ若シ南京政府ノ實權下ニアル地區ニ關係スルコトニ付
テ重慶ニ公式又ハ非公式ノ接觸ヲナサルコトアラハ右ハ重慶政
府ト敵對關係ニアル南京政府ノ惡感ヲ刺戟シ和平地區ニ重大利害
關係ヲ有スル佛國ニトリ不利益ナルノミナラス事態ヲ複雑化スヘ
キニ付右ノ如キコト無キ様強ク希望スル旨ヲ述ヘ置キタルカ佛領

大東亞省

電信寫

事ハ右ハ重慶側ニモ關係アル法權問題モ含マルル次第ナリヤト問
ヒタルニ付法權問題モ實際上主トシテ和平地區ヲ主トスヘク且租
界問題カ先ツ處理セラルヘキカ兩者共重慶側ニハ申出テサルヲ可
トスヘシト答ヘ尙佛領事カ重慶側ヨリ説明ヲ求メ來レル場合ニハ
如何トノコトナリシニ付右ノ場合ハ素ヨリ可然説明ヲ與フルノ外
ナカルヘシト答ヘ置ケリ
本電ト共ニ上大、北大、河内ヘ轉電セリ
「ヴィンチ」ヘ轉電アリ度シ

大東亞省

1254

(分類)

電 信 案	外 務 省	第四五号 公文 轉電 ノコト	在河内 栗山 事務 局長 事務 本 下 宛 記 録	電送第 2633 號	主管
				平略 昭 18 年 2 月 18 日 10 時 0 分 發	電信課長
				件 名	宛
				第 五九 號	主任
		轉電	在支 重光 木使		發電係
		配録件名	發		昭和 18 年 2 月 18 日 起草
		(備長符子)	谷 大 臣		80010

(日本標準規格 B5)

0 208

1254

(分類)

電 信 案	外 務 省	河内 栗山 事務 局長 事務 本 下 宛 記 録	電送第 2645 號	主管	
			平略 昭 18 年 2 月 18 日 10 時 0 分 發	電信課長	
			件 名	宛	
			第 六一 號	主任	
		轉電 ノコト	南大		發電係
		配録件名	發		昭和 18 年 2 月 18 日 起草
			谷 大 臣		80010

(日本標準規格 B5)

0 225

REEL No. A-1216

2.

1254

進駐ノ公算極メテ大ナルカ同地ニ我軍駐屯トシテ	殊ニ広州湾ニ関シテハ重慶軍駐屯ニテハ英空軍ノ同地	例ヨリ佛印又ハ広州湾ニ対シテ積極的行動ニ出スルヤモ知レズ	ニ右実行ノ結果或ハ重慶ト佛國トノ國交断絶ヲ來シ重慶	ニ右諸案件ヲ実行セシムルニトシテ大東亞政府運送會議ニ	於テ決定セリ。	今ヤ右我方特殊事情モ解消スルニ至ルヲ以テ佛國ヲテ運
------------------------	--------------------------	------------------------------	---------------------------	----------------------------	---------	---------------------------

(日本標準規格 B5)

0 210

REEL No. A-1216

1254

(分類)

電送第	18	2月	19日	18時	30分
件名	佛宛在電中五四号				
宛	在南京市 重光大使				
件名	轉電				
第	ハハハ 號				
記録件名	(館長等) 大意				
發	谷 下區				
主管	政務局長				
主任	課長				
發電係	昭和三十八年二月十八日起草				

(日本標準規格 B5)

0 209

電 信 案

右ヲ俟テ貴方使ハ別電ヲ五五号ノ通リ文書ヲ以テ「スル」ニ申入レシ其ノ同意取付上大至急回電アリタリ

四 佛側同意ハ不取取口致承諾ニテ可ニテ貴方ヨリノ申入後
 通クモ四十八時間内ニ佛側ヨリ所要ノ訓令現地ニ到達スル
 ヲ目的トシ同意ヲ取付ラタク特ニ急ヲ要スルハ別電ヲ五五
 号未段ハノトスニテ右ハ是非トモ「ラ」ノ口致承諾ト同時ニ
 実行セシメラシタリ

電 信 案

外 務 省

(日本標準規格 B5)

0 212

電 信 案

守備軍ニおね多ク弱ニシテ万一重慶側ヲ占據セリニカ
 佛印共同防衛ノ建前ヨリモ帝國ノ威信ヲ損シ且敵側宣
 傳ノ材料トモナルノミナラズ南支那海方面海上交通ニ対スル
 危険増大スルコトナリ断ジテ我方ノ容認し得ザル所ナルヲ以テ
 佛側ニ対シ租界區置等ノ実行方申入レトスニ廣州灣ニ我軍
 ヲ進駐セラルコトニ前記連絡會議ニ於テ併セ決定シタリ

三 依テ本大臣ヨリ右ニ因ルニ交渉開始より止ク訓令スベキニ付

電 信 案

外 務 省

(日本標準規格 B5)

0 211

五、佛例同意遅延シカ又ハ右時間内ニテモ重慶例進攻明
 カナル場合ニ佛例ノ同意ヲ待タズ進駐スルノ旨ハナキニ付
 右仰令ニ上テ「ラ」ノ回答ヲ急カレタシ
 六、^省溝畧
 七、「ラ」ノ同意ハ不取致口頭ニテ可ナルモ後日ノ旨 往電ヲ五五号
 貴方侯甲入文書ニ対シ同入ノ回答ノ形式ニテ文書ニ認人
 置キ度ニ付右様取計レタシ

電信案

外務省

(日本標準規格B5)

0. 213

八、「ラ」ハ本件ガ本件申入ニ當リ佛印乃至広州湾ノ領土保全
 主権尊重ノ約束ニ言及シタル場合ニハ余リ深入セズ 我方ハ
 議定書ノ規定ヲ尊重スルモノナル旨「ア」チリ 応酬セラレタシ
 九、以下ノ諸点ハ仰令ニ上テ必要ニ応レ適宜応酬セラレタシ
 (一) 佛印共同防衛ニ関スル日佛間議定書ハ広州湾ニ適
 用アリト建前ヲ議定書締結当初ヨリ堅持シ居ルナリ
 (四) 別電ヲ五五号(四)ノ便宜後與トハ概ネ左ノ通りニシテ未

電信案

外務省

(日本標準規格B5)

0. 214

8

1254

電	電信案 (別電下文) (本電) 河内及独ニ轉電済() 上谷ニ類(別電)マシ (別電)下文ニ 利便ニシ 外務省
信	
案	

(日本標準規格B5)

0 216

7

1254

電	以下省略 得レハ佛例ヨリ予々現地ニ通報シ置カハ現地交渉上好都合 ナリ (1) 軍隊ノ行動、宿舎及給養ノ便宜 (2) 軍用資材及勞力ノ蒐集利用 (3) 港湾施設、倉庫其ノ他軍用施設ノ使用及新設 (4) 必要ニ通貨ノ提供 外務省
信	
案	

(日本標準規格B5)

0 215

1254

(分類)

電 信 案	電送第 2672 號	主管 政務局長
	昭和 18 年 2 月 19 日 分發	主任 第一課長
外 務 省	件名 在支佛租界ノ返還 日本軍廣州灣進駐ノ件	宛 在東京 重光大使
	第 六 七 號 (留長符印 大急)	發 谷 大臣
本大臣發佛宛電報第五五号要旨領 佛王政府が我が對支施策ニ同調シ其ノ在支租 界返還 治外法權撤廢實行ノ用意アルコト		

(日本標準規格 B5)

0 217

1254

電 信 案	ハ帝國政府トシテ欣快トスル所ナリ。而シテ帝國政 府ニ其ノ實行ノ時期方法ニ付テ慎重政策中ナリ シガ、豫テ「ラヴァル」首相ノ申出通り佛國政府ハ 此ノ際速カニ其ノ在支專管租界返還 治外 法權ノ撤廢 上海及厦門ノ共同租界並ニ北京 公使館區域ノ支那側回收ニ對シテ承諾ヲ實行 セリシコトヲ希望ス
-------------	---

(日本標準規格 B5)

0 218

REEL No. A-1216

トシテ各々ノ懸念ヲ有ス。

佛印ノ共同防衛ニ関スル日佛間議定書ニ依リ兩國ノ共同防衛
 下ニアル地域ヲ侵サルカキハ帝國ノ責任上ヨリスルモ断シテ宛
 認シ得カル所ニシテ帝國トシテ^{時機ヲ失ハス}皇軍ヲ廣州湾ニ進駐セシ
 メ以テ共同防衛ノ責ヲ全フ致度ニ付佛國政府ニ於テ連ニ
 左ノ諸点ヲ承認^直スルヲ要望ス。

(1) 日本軍隊 艦艇 及 航空部隊ノ廣州湾進駐ヲ承認スルコト

(日本標準規格 B5)

0 220

電信案

外務省

然^{トシテ}佛國ノ右措置ハ重慶側ヲシテ積極的ニ佛
 印或ハ廣州湾ニ対シテ行動ヲ採ラシムル口實ヲ
 與フル旨大^目 既ニ重慶側ノ策謀ガ廣州
 湾ニ対シテ行ヒントシテ居ル情報アリ^(此部佛印ハ)帝國軍隊
 ガ佛印軍隊ト共同防衛ニ當リ此部佛印ヲ相
 対シテ^{防備薄弱ナル}重慶側ガ才ニ対シテ如何ナル態度ニ出ヅル
 モ何等ノ懸念ナキモ^{防備薄弱ナル}廣州湾ニ対シテハ帝國

電信案

外務省

(日本標準規格 B5)

0 219

電信案

外務省

要望ス

電信案

外務省

(四) 日本軍隊ニ対シ進駐ニ伴フ諸般ノ便宜供養ヲ為スコト
 右便宜供養及日本軍ノ行動ニ関スル細目ハ前進駐日本陸
 海軍最高指揮官ト廣州湾州長ト間ニ協議決定スルコト
 一 伊國政府ハ
 右ニ対スル所要ノ権能ヲ至急長官ニ賦與スルコト
 (ハ) 進駐ニ伴ヒ伊國軍隊ト間ニ不慮ノ衝突ヲ避ケルハ伊國政
 府ハ進駐ニ所要ノ措置ヲ請ヒスルコト
 作戦上ノ必要ヨリ伊國政府ハ進駐ナリキ事件ヲ承認シ且実行スルコトヲ

極秘

日本軍ノ廣州灣進駐ニ關スル對佛交涉經過

日本軍ノ廣州灣進駐ニ關スル對佛交涉ヲ開始スルニ至リマスル迄ノ
 コトニ付キマシテハ二月五日ニ御内奏申上マシタ涌リテ御座イマス
 其後二月十日ニ至リマシテ本大臣カラ在佛大使ト佛印特派大使府ト
 ニ交渉開始ニ關スル訓令ヲ出シマシテ一切ノ準備ヲ整ヘサセテ置キ
 マシタソシテ十三日ニ交渉ノ開始ハ大體十五日頃ト豫定シテ居ル旨
 ヲ兩大使ニ通知シテ置イタノテ御座イマス

當時「ラヴァール」首相ハ巴里ニ出張中テ御座イマシタカ十三日ニハ
 「ヴィンシー」ニ歸ル豫定ニナツテ居リマシタノテ十五日ニ交渉開始
 スレハ時間ノ關係カ丁度宜敷イ工合ニナツテ居ツタノデアリマス
 然ルニ在佛大使「ラヴァール」ハ豫定ヲ變更シテ十五日カ十六日

外務省

(日本標準規格B5)

IMT 292. 136

テナケレハ「ヴィンシー」ニ歸ラナイ旨ノ入電カ御座イマシタ夫レカ
 十四日ノ午前テ御座イマス

元來此ノ問題ヲ急速ニ處理サセルニハトウシテモ「ラヴァール」ヲ相
 手トシテ交渉スルコトカ適當ト考ヘラレマシタノテ是非共至急ニ「
 ラヴァール」ニ「ヴィンシー」ニ歸ラセルコトカ必要ニナツテ參リマシ
 テ「~~在佛~~」在佛、在獨兩大使ニ「ラヴァール」ノ急遽「ヴィンシ
 ー」歸還方工作スヘシトノ訓令ヲ發出致シマスルト同時ニ佛印特派
 大使府ヘハ必要ナ場合ニハ佛印總督ヲシテ「ラヴァール」ノ訓令ヲ待
 タスニ獨斷テ所要ノ措置ヲ執ラシメル様ニ指導スヘシトノ訓令ヲ出
 シテ置イタノテ御座イマス

斯様ナ次第テ十五日ニ交渉ヲ開始スル豫定テ御座イマシタノヲ一日

外務省

(日本標準規格B5)

IMT 292. 137

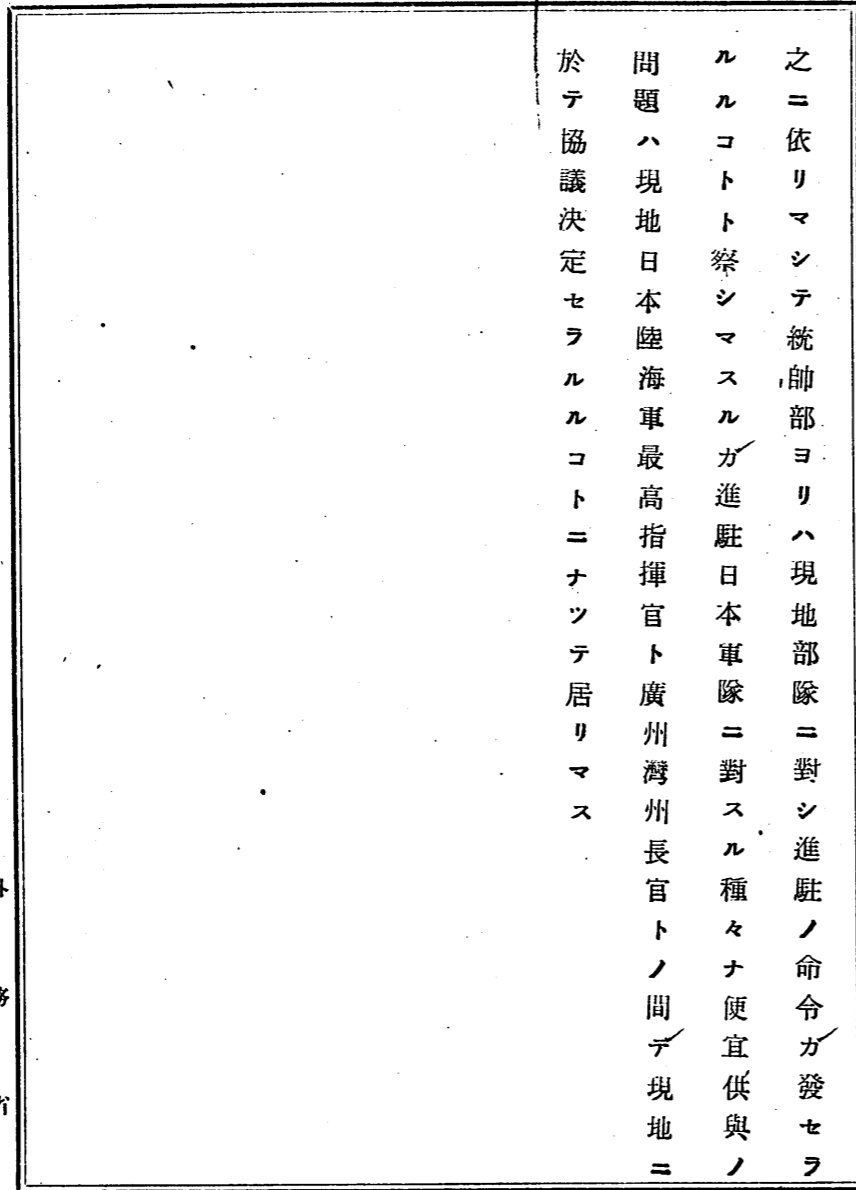
延期致シマシテ十六日朝交渉開始ノ訓令ヲ出スコトト致シマシタ所
 カ丁度在佛大使ヨリモ「ラヴァル」ハ十五日午後ニ「ヴィシー」ニ
 歸ルコト確實ナル旨ノ電報カ参リマシメテ萬事好都合ニ参ルコトト
 ナツタノテ御座イマス
 交渉開始ノ訓電ハ十六日午前八時半ニ打電致シマシタ之ニ從ヒマシ
 テ在佛大使ハ十六日午後四時ニ「ラヴァル」ニ面會致シマシテ前同
 御内奏申上マシタ趣旨ノ申入ヲ致シマスルト共ニ遅クモ四十八時間
 以內ニ「ラヴァル」ノ訓令カ現地ニ到着スル様ニ至急措置セラレ度
 イ然ラサレハ日本軍側ト廣州灣佛國軍側トノ間ニ衝突等不測ノ事態
 カ發生シナイトモ限ラナイカラ兎ニ角速カニ處置スルコトカ必要テ
 アル旨ヲ申入レタノテ御座イマス所カ佛國政府ハ夫レヨリ一時間半

外務省

後即チ十六日ノ午後五時半ニ至リマシテ我方ノ申入ヲ凡テ承認スル
 旨ノ確答ヲ致シマシタノテ在佛大使ハ直チニ其旨本大臣ニ電報致シ
 テ参リマシタ
 一方佛印特派大使府ニ於キマシテモ栗山事務總長ハ十六日ノ午後五
 時半ニ陸海軍武官ヲ帶同致シマシテ佛印總督ニ面會致シマシテ「ヴ
 イシー」ニ於ケル交渉ノ次第ヲ告ケマスルト共ニ廣州灣ハ總督ノ管
 下ニ在ル故ニ總督トシテモ廣州灣ニ對シ必要ノ措置ヲ執ラレ度イト
 言フ趣旨ヲ申入レマシタ處總督ハ即座ニ之ヲ承諾致シマシタカ更ニ
 午後十時ニ至リマシテ總督府外交部長カ栗山事務總長ヲ來訪致シマ
 シテ我方ノ申入ヲ凡テ承認シ必要ノ措置ヲ執ツタ旨ヲ通告シテ参ッ
 タノテアリマス斯ク致シマシテ日本軍隊廣州灣進駐ノ件ハ申入後極

外務省

1460



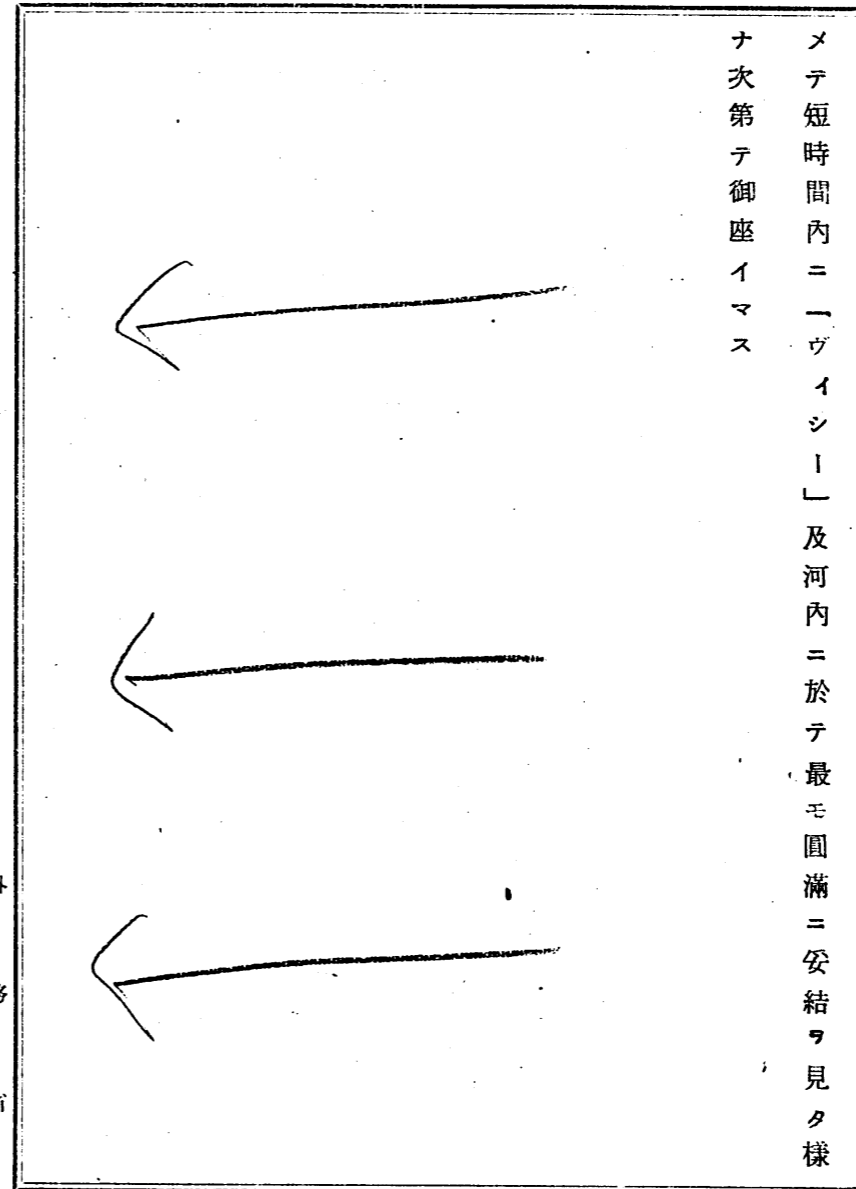
之ニ依リマシテ統帥部ヨリハ現地部隊ニ對シ進駐ノ命令ガ發セラ
 ルルコトト察シマスルガ進駐日本軍隊ニ對スル種々ナ便宜供與ノ
 問題ハ現地日本陸海軍最高指揮官ト廣州灣州長官トノ間テ現地ニ
 於テ協議決定セラルルコトニナツテ居リマス

外務省

(日本標準規格B5)

IMT 292. 141

1460



メテ短時間内ニ「ヴィシー」及河内ニ於テ最モ圓滿ニ妥結ヲ見タ様
 ナ次第テ御座イマス

外務省

(日本標準規格B5)

IMT 292. 140

REEL No. A-1216

寫

1460

電 信 案	重慶側ニ占據セラレンカ佛印共同防衛ノ建前ヨリモ帝國ノ威信ヲ
外 務 省	地ニハ我軍未タ進駐シ居ラス佛守備軍モ亦極メテ貧弱ニシテ萬一 シテハ重慶軍惹テハ米英空軍ノ同地進駐ノ公算極メテ大ナルカ同 又ハ廣州灣ニ對シ積極的行動ニ出ツルヤモ知レス殊ニ廣州灣ニ關 シ右實行ノ結果或ハ重慶ト佛國トノ國交斷絶ヲ來シ重慶側ヨリ佛印 モ解消スルニ至レルヲ以テ佛國ヲシテ速ニ右諸案件ヲ實行セシム ルコトニ大本營政府連絡會議ニ於テ決定セリ

11 本標準規格 B5) 1MT 292. 192

1460

(分類)

電 信 案	佛宛往電第五四號要領	電送第 2668 號 昭和 2 月 9 日 17 時 20 分發	主管 政務局長
外 務 省	一、我方特殊事情ヨリ在支佛租界等ノ返還、治外法權撤廢、重慶側外 交機關ノ退去等ノ實行ヲ延期セシメ來レルカ今ヤ我方特殊事情	件名 佛宛往電第五四號轉電	主任 第一課長
		第 六六 號 (館長符號、大至急)	昭和 年 月 日 起草
		發 谷 外務大臣	發電係

(日本標準規格 B5) 1MT 292. 191

REEL No. A-1216

電 信 案	六省略
七「ラ」ノ同意ハ不取敢口頭ニテ可ナルモ後日ノ爲往電第五五號貴	大使申入文書ニ對スル同人ノ回答ノ形式ニテ文書ニ認メ置キ度ニ
八萬一「ラ」カ本件申入ニ當リ佛印乃至廣州灣ノ領土保全主權尊重	付右様取計ハレタシ
ノ約束ニ言及シタル場合ニハ余リ深入セス我方ハ議定書ノ規定ヲ	
尊重スルモノナル旨「アツサリ」應酬セラレタシ	
外 務 省	

(H 本標準規格 B5)

1MT 292.

195

電 信 案	四佛側同意ハ不取敢口頭承諾ニテモ可ニシテ貴方ヨリノ申入後遅ク
	モ四十八時間内ニ佛側ヨリ所要ノ訓令現地ニ到達スルヲ目途トシ
	同意ヲ取付ラレタク特ニ急ヲ要スルハ別電第五五號末段ハノ點ニ
	シテ右ハ是非トモ「ラ」ノ口頭承諾ト同時ニ實行セシメラレタシ
	五佛側同意遅延スルカ又ハ右時間内ニテモ重慶側進攻明カナル場合
	ニハ佛側ノ同意ヲ待タス進駐スルノ已ムナキニ付右御含ミノ上「
	ラ」ノ回答ヲ急カレタシ
外 務 省	

(H 本標準規格 B5)

1MT 292.

194

損シ且敵側宣傳ノ材料トモナルノミナラス南支那海方面海上交通
ニ對スル危險増大スルコトトナリ斷シテ我方ノ容認シ得サル所ナ
ルヲ以テ佛側ニ對シ租界返還等ノ實行方申入レト共ニ廣州灣ニ我
軍ヲ進駐セシムルコトニ前記連絡會議ニ於テ併セ決定シタリ
三依テ本大臣ヨリ右ニ關スル交渉開始方近ク訓令スヘキニ付右ヲ俟
チ貴大使ハ別電第五五號ノ通り文書ヲ以テ「ラバル」ニ申入レラ
レ其ノ同意取付ノ上大至急回電アリタシ

電信案

外務省

(日本標準規格B5)

1MT 292.

193

九以下ノ諸點ハ御含ミノ上申入ニ當リ必要ニ應シ適宜應酬セラレタ
シ
(イ) 我方ハ佛印共同防衛ニ關スル日佛間議定書ハ廣州灣ニ適用アリ
トノ建前ヲ議定書締結當初ヨリ堅持シ居レリ
(ロ) 別電第五五號(ロ)ノ便宜供與トハ概ネ左ノ通りニシテ出來得レハ
佛側ヨリ豫メ現地ニ通報シ置カハ現地交渉上好都合ナリ
(1) 軍隊ノ行動、宿舍及給養ノ便宜

電信案

外務省

(日本標準規格B5)

1MT 292.

196



55.

146)

(分類)

電 信 案	實 行 ノ 用 意 ア ル コ ト ハ 帝 國 政 府 ト シ テ 欣 快 ト ス ル 所 ナ リ 、 而 シ テ 帝	佛 國 政 府 カ 對 支 施 策 ニ 同 調 シ 其 ノ 在 支 租 界 等 ノ 返 還 、 治 外 法 權 撤 廢	本 大 臣 發 佛 宛 電 報 第 五 五 號 要 領	第 六 七 號 (館長符號、大至急)	電送第 ²⁶⁷¹ 2672 號	主管 政務局長	電 信 課 長
					昭和 年 月 日 起 草	主任 第一課長	
外 務 省	實 行 ノ 用 意 ア ル コ ト ハ 帝 國 政 府 ト シ テ 欣 快 ト ス ル 所 ナ リ 、 而 シ テ 帝	佛 國 政 府 カ 對 支 施 策 ニ 同 調 シ 其 ノ 在 支 租 界 等 ノ 返 還 、 治 外 法 權 撤 廢	本 大 臣 發 佛 宛 電 報 第 五 五 號 要 領	第 六 七 號 (館長符號、大至急)	電送第 ²⁶⁷¹ 2672 號	在 南 京 大 使 館	電 信 課 長
					昭和 年 月 日 起 草	發 電 係	

(日本標準規格 B5)

1MT 292.

198

146)

電 信 案	別 電 ト 共 ニ 上 海 ニ 轉 電 ア リ タ シ	(別電ト共ニ河内及獨ニ轉電濟ミ)	以下省略	(4) 必要ナル通貨ノ提供	(3) 港灣施設、倉庫其ノ他軍用施設ノ使用及新設	(2) 軍用資材及勞力ノ蒐集利用
外 務 省	別 電 ト 共 ニ 上 海 ニ 轉 電 ア リ タ シ	(別電ト共ニ河内及獨ニ轉電濟ミ)	以下省略	(4) 必要ナル通貨ノ提供	(3) 港灣施設、倉庫其ノ他軍用施設ノ使用及新設	(2) 軍用資材及勞力ノ蒐集利用

(日本標準規格 B5)

1MT 292.

197

REEL No. A-1216

國政府ハ其ノ實行ノ時期方法ニ付キ慎重攻究中ナリシカ、豫テ「ラ
 グアル」首相ノ申出通り佛國政府ハ此ノ際速カニ其ノ在支專管租界
 ノ返還、治外法權ノ撤廢、上海及厦門ノ共同租界竝ニ北京公使館區
 域ノ支那側回收ニ對スル承認ヲ實行セラレンコトヲ希望ス
 然レトモ佛國ノ右措置ハ重慶側ヲシテ積極的ニ佛印或ハ廣州灣ニ對
 シ行動ヲ採ラシムル口實ヲ與フル虞大ニシテ既ニ重慶側ノ策謀カ廣
 州灣ニ對シ行ハレントシ居ル情報アリ、北部佛印ハ帝國軍隊、佛國

電信案

外務省

軍隊ト共同防衛ニ當レルヲ以テ、重慶側カ如何ナル態度ニ出ツルモ
 何等ノ懸念ナキモ防備薄弱ナル廣州灣ニ對シテハ帝國トシテ多大ノ
 懸念ヲ有ス
 佛印ノ共同防衛ニ關スル日佛間議定書ニ依リ兩國ノ共同防衛下ニア
 ル地域カ侵サルルカ如キハ帝國ノ責任上ヨリスルモ斷シテ容認シ得
 サル所ニシテ帝國トシテハ時機ヲ失セス皇軍ヲ廣州灣ニ進駐セシメ
 以テ共同防衛ノ責ヲ全フ致度ニ付佛國政府ニ於テ速ニ左ノ諸點ヲ承

電信案

外務省

電 信 案	外 務 省	ニ所要ノ措置ヲ講スルコト
		作戰上ノ必要ヨリ佛國政府ニ於テ遲滯ナク本件ヲ承認シ且實行スル
		コトヲ要望ス

日本標準規格B5
1MT 292.

202

電 信 案	外 務 省	認且實行センコトヲ要望ス
		(イ) 日本軍隊、艦艇及航空部隊ノ廣州灣進駐ヲ承認スルコト
		(ロ) 日本軍隊ニ對シ進駐ニ伴フ諸般ノ便宜供與ヲ爲スコト
		右便宜供與及日本軍ノ行動ニ關スル細目ハ進駐日本陸海軍最高指
		揮官ト廣州灣州長トノ間ニ協議決定スルコトトシ佛國政府ハ右ニ
		對スル所要ノ權能ヲ至急長官ニ賦與スルコト
		(ハ) 進駐ニ伴ヒ佛國軍隊トノ間ニ不慮ノ衝突ヲ避クル爲佛國政府ハ速

日本標準規格B5
1MT 292.

201

陸軍省
陸軍部

1254

(分類)

電 信 案	何内長電報第四号 合文	電送第 2663 號	主管 電信課長
		昭和十八年二月十八日 午後 4 時 30 分發	主任 電信課長
外 務 省	第 六〇 號	宛 南大	昭和十八年二月十八日 起草
		件名 野電一件	
		記録件名 陸軍省	發 名 正丸

(日本標準規格 B5)

0 224

陸軍省
陸軍部

1254

(分類)

電 信 案	夕レ 往電第六五号、第六六号及第六七号 北京ニ轉電アリ	電送第 2702 號	主管 政務局長
		昭和十八年二月十九日 午後 4 時 0 分發	主任 第一課長
外 務 省	第 六八 號	宛 在南京 重光大使	昭和十八年二月十九日 起草
		件名 佛宛信報第四号及五五号等 北京ニ轉電	
		記録件名 (至急) 踏込存多	發 谷 正臣

(日本標準規格 B5)

0 223

REEL No. A-1216

1254

(分類)

電 信 案	河内登本大臣宛 中四四号 (總番号 二五二九) 南京ニ轉電 末尾ニ 上海 北京ニ轉電 南京ニ轉電 南京ニ轉電	電送第 2772 號	主管 職務局長
		昭和十八年二月十九日 午後七時 十分發	主任 第一課長
外 務 省	件名 宛 河内登本大臣宛 中四四号 轉電 〇 〇 在南京 〇 〇 上海 北京 南京 〇 〇 南京 上海 北京	合 第 一 五 號	發電係
		記録件名 發	昭和十八年二月十九日起草

(日本標準規格 B5)

0 227

1254

(分類)

電 信 案	河内登本大臣宛 中四四号 (總番号 二五二〇) 南京ニ轉電 末尾ニ 上海 北京ニ轉電 南京ニ轉電 南京ニ轉電	電送第 2733 號	主管 職務局長
		昭和十八年二月十九日 午後七時 十分發	主任 第一課長
外 務 省	件名 宛 河内登本大臣宛 中四四号 轉電 〇 〇 在南京 〇 〇 上海 北京 南京 〇 〇 南京 上海 北京	合 第 一 四 號	發電係
		記録件名 發	昭和十八年二月十九日起草

(日本標準規格 B5)

0 226

寫字印

政務局
第二課長
第四課長

大臣
1254
次官
電中

(分類)

電送第		號		主管	
年	月	日	時	分	秒
昭和十八年	二月	十九日	午後	四時	四分
件名			宛		
佛王ノ在支租界返還 法権樹立ノ件			左 三 大 使		
記録件名			發		
(以第急)			大 五		

主任 第一課長

昭和十八年二月十九日起草

電(信)案

外務省

(日本標準規格B5)

0 229

1254

(分類)

電送第		號		主管	
年	月	日	時	分	秒
昭和十八年	二月	十九日	午後	四時	四分
件名			宛		
河内發東區宛電報市四五号上海北京ニ轉電マリアン 京ニ轉電			在 南 京		
記録件名			發		
(部長ニ付)			谷 大 臣		

主任 第一課長

昭和十八年二月十九日起草

電(信)案

外務省

(日本標準規格B5)

0 228

REEL No. A-1216

アジア歴史資料センター

極秘

電信寫

陸海參電

1439

昭和18 二八〇〇 (暗) ヴイシー 二月二十日 後發
本省 二十二日前着

Handwritten notes in the right margin of the document.

外務省

谷外務大臣

第八一號 (兩長符號汲)

(廣州灣運送ノ件)

往電第七六號ニ副シ

二十日「ロシア」次官ハ本野ニ對シ廣州灣運送ニ付テハ未タ現地
ヨリ何等報告ナキ處十八日支那大使館ヨリ日本軍進駐ニ關スル「ラ
ジオ」放送(「ルーター」電)ヲ聞キタリトテ本國トノ交通ハ社
絶シ居ルモ形式的ニ抗議スル旨ノ申出アリタル電語レリ

副本、河内ニ轉送セリ
支二轉電アリタシ(轉電例)

INT 292

112

1254

電 信 案

外 務 省

延々傾向アルニ於テハ者當爲促セラシヌ
トナル事是ナリヤ内地もアリ及
南京、上海、北京、何由ニ移るモセリ

(日本標準規格B5)

0 230

1254

延元傾向アルニ於テハ商者爲優セラシメ
トナル事是ナリヤ内田カモアリ及シ
東京、上海、北京、何由ニ移ルモセリ

電
信
案
外
務
省

(日本標準規格B5) 0 230

1439

内陸海參

29

極秘

電信寫

昭和18 二八〇〇 (暗) ヴイシー 二月二十日 夜發
本 省 二十二日前着

谷外務大臣 三谷大使

第八一號 (兩長符號級)
(廣州海運駐ノ件)

往電第七六號ニ附シ

二十日「ロシア」次官ハ本野ニ封シ廣州海運駐ニ付テハ未タ現地ヨリ何等報告ナキ處十八日支那大使館ヨリ日本軍進駐ニ關スル「ラジオ」放送(「ルーター」電)ヲ聞キタリトテ本國トノ交通ハ社絶シ居ルモ形式的ニ抗議スル旨ノ申出アリタル事懸レリ

同、同内ニ傳達セリ

支ニ傳達アリタシ(電寫類)

外務省

INT 292 112

REEL No. A-1216

大 臣 官 房
政 務 局
第 二 課 長
第 四 課 長
1254

電 信 課 長	電 送 第 2765 號	主 管 政 務 局 長
	略 8 月 20 日 後 6 時 20 分 發	主任 第一課長
件 名	宛 在 三 佛 谷 大 使	發 件 名
佛 國 政 府 ノ 國 民 政 府 承 認 ニ 關 ス ル 件		發 件 名
佛 國 政 府 ハ 重 慶 ト ノ 關 係 ラ 斷 絶 シ 居 ラ サ ル 爲 同 地 ニ 外 交 代 表 ヲ 有		發 件 名
ス ル ノ ミ ナ ラ ス 昆 明 ニ モ 領 事 ヲ 置 キ 居 ル 一 方 「 コ ス ム 」 大 使 初 メ		發 件 名
外 交 官 領 事 官 ヲ 北 京 上 海 等 ニ 駐 在 セ シ メ 居 リ 之 等 ハ 事 實 上 國 民 政		發 件 名
外 務 省		發 件 名

昭和十八年二月十八日起草

電 信 課 長 寫 總 陸 海 參 軍 軍 部 清

(日本標準規格B5)

0 232

電 信 課 長	電 送 第 2765 號	主 管 政 務 局 長
	略 8 月 20 日 後 6 時 20 分 發	主任 第一課長
件 名	宛 在 南 京 重 慶 大 使 田 尻 公 使 野 呂 公 使 栗 山 子 爵 總 長	發 件 名
仙 苑 電 報 券 号 報 電		發 件 名
本 大 臣 官 房 佛 國 電 報 券 号 報 電 号 報 電 上 海 北 京		發 件 名
外 務 省		發 件 名

昭和十八年二月二十日起草

電 信 課 長 發 電 係

(日本標準規格B5)

0 231

REEL No. A-1216

認問題ヲ生スヘク佛國トシテハ成ルヘク正式承認ヲ避クルモノト
 察セラルル處前述ノ如キ在支佛官憲ノ態度ニモ鑑ミ且將來國民政府
 ノ對佛國關係諸問題ノ處理ヲ明確ナラシムル點ヨリモ帝國トシテハ
 此際佛國カスルニ重政策ヲ放棄シ重慶政權ヲ否認シ國民政府ヲ正式
 ニ承認センコトヲ希望シ居リ特ニ重慶、昆明等非占據地域ニ於ケル
 佛官憲ノ引揚ハ是非共實行セシメ度キ意向ニ付貴大使ハ右我方意向
 ヲ「ラヴァル」ニ申入レラレ之ガ實行方御指導相成度

電信案

外務省

(日本標準規格B5)

0. 234

今同佛國ノ租界返還法權撤廢ノ實施ニ際シ當然同國ノ國民政府承
 險ナリ
 二重政策ハ東亞ノ事態ニ合致セサルノミナラス我方ニ取り甚タ危
 重慶政府ニ提出スルカ如キ手配ヲ定メ居ル情報アリ、斯ル佛國ノ
 或ハ指令ヲ發シ居リ現ニ租界返還法權撤廢ノ聲明ニ際シ聲明文ヲ
 又ハ廣州灣經由ニテ在重慶代表等トノ間ニ種々情報ノ交換ヲ爲シ
 府ト或程度ノ接觸ヲ保チツツアリ而シテ「コスム」ノ如キハ佛印

電信案

外務省

(日本標準規格B5)

0. 233

秘
信
寫

1460

昭 和 18 五 一 九 〇 四 (暗)
 河 内 二 月 十 九 日 夜 發
 本 省 十 九 日 夜 着
 外 務 省
 栗 山 學 務 總 長

谷 外 務 大 臣
 第 五 〇 號 (緊 急、副 長 符 號)
 往 電 第 四 二 號 二 關 シ

當 府 ニ ハ 昨 十 七 日 夜 迄 ニ ハ 在 仰 大 便 ヨ リ 未 タ 電 報 ニ 接 セ サ ル 處 十
 六 日 總 督 ト ノ 會 談 ノ 際 仰 宛 貴 電 第 六 〇 號 ニ 言 及 ス ル ト キ ハ 總 督 ヲ
 直 接 責 任 ラ 執 ル コ ト フ 避 ク ル 俱 ナ キ ニ 非 ス ト モ 思 ハ レ 本 官 ヨ リ 何
 等 言 及 セ サ リ シ 次 第 ナ ル ヲ 十 七 日 夜 本 官 官 出 ニ 於 テ ノ 晚 餐 ノ 際 仰
 印 總 務 長 官 ハ 本 官 ノ 問 ニ 對 シ 同 日 「ヴ ァ イ シ ー」 ヨ リ 平 文 ニ テ
 Daooda ト 言 フ 電 報 接 到 シ 伺 ノ コ ト カ 判 明 セ サ リ シ 處 午 後 ニ 至 リ 暗

JMT 292

123

大正十四年
 十一月
 十五日
 陸海軍大臣
 事務
 大
 陸海軍大臣
 事務
 大

1254

陸海軍大臣事務
 南京、上海、北京、河内ニ轉電セリ
 獨伊ニ轉電アリ度シ

電																			
信																			
案																			
外																			
務																			
省																			

(日本標準規格B5)

0 235

1254

大正5年11月15日
陸海軍大臣
事務報

陸海軍大臣事務報
南京、上海、北京、河内ニ轉電セリ
獨伊ニ轉電アリ度シ

電
信
案
外
務
省

日本標準規格 B5

0 235

1460

極秘

電信寫

昭和16 五一九〇四 (暗)

河内 二月十九日夜發
本省 十九日夜着

栗山事務局長

第五〇號 (緊急、部長符號)

往電第四二號ニ關シ

當府ニハ昨十七日夜迄ニハ在師大使ヨリ未タ電報ニ接セサル處十
六日總督トノ會談ノ際師宛電第六〇號ニ言及スルトキハ總督カ
直接責任ヲ執ルコトヲ避クル候ナキニ非ストモ思ハレ本官ヨリ何
等言及セサリシ次第ナルカ十七日夜本官官邸ニ於テノ晚餐ノ際師
印總務長官ハ本官ノ問ニ對シ同日「グイシー」ヨリ平文ニテ
Daooord ト言フ電報接到シ何ノコトカ判明セサリシ處午後ニ至リ暗

IMT 292 123

外務省

REEL No. A-1216

極秘

電信寫

1460

同地ノ通貨事情ハ舊物ニテ御知ラセスヘント語レリ
 財務長官ノ文書ノ接到遊ルコトモアルヘント思ヒ右不取敢
 佛ニ轉電セリ
 大東亞大臣ニ轉報シ任文大使ニ轉電アリタシ

外務省

IMT 292. 125

極秘

電信寫

1460

號ニテ前電ヲ「コンファーム」スルト共ニ日本官憲ト現地協定締
 結ニ必要ナル措置ヲ執フレ度キ趣旨ノ概メテ簡單ナル電報發到シ
 タルモ之ニモ日本軍廣州海運艦ノコトヲ諱ヒ居ラサルモ其ノコト
 ナルヘント判断シ居レリト迄ヘ未タニ支那問題ニ付テハ何等ノ意
 報ナシト言ヘリ廣州海運長官ヨリハ同地ノ情勢平穩ナルモ任氏（支
 那人）ハ稍不安ノ模様ナリトノ電報アリタリト語レリ尙尙居シタ
 ル財務長官ハ廣州海ノ正式進貨ハ「ビヤストル」ナルモ之ハ租稅
 ノ納入トカ官廳ノ支拂ノミニ使用サレ任氏間ニハ法幣カ流通シ居
 ル（任氏ハ函ヘハ官廳ヨリ「ビヤストル」ニテ支拂ヲ受クルモ直
 ニ法幣ニ取替フト言フ）ヲ以テ日本軍ノ任氏トノ取引ニハ廣東邊
 2 ヨリ法幣ヲ持込マルルカ又ハ儲備券ヲ持込マルルカ便利ナルヘシ

外務省

IMT 292. 124

1460

極秘

電信寫

昭和18 二六二九

(暗)

河内 二月十九日 夜發
本省 十九日夜着

外務省

谷外務大臣

栗山事務總長

第五三號 (緊急、照復付號)

(廣州灣進駐ニ關スル件)

十六日本官「ドク」總督官兒ノ際本件ハ秘到極秘波トセラレタ
キ旨注意シ直キタル處十八日外交部長ヨリノ發表方法問合ニ對シ
帝國大本營ノ發表アル迄ハ佛印ニ於テ發表セフレサル様直方
中聞ケタリ為念

(了)

IMT 292. 126

1460

陸海參軍

極秘

電信寫

昭和18 二七一

(暗)

河内 二月二十日 夜發
本省 二十日夜着

外務省

谷外務大臣

栗山事務總長

第五四號 (照復付號)

(廣州灣進駐ニ關スル件)

第五〇號 (照復付號)

陸海參軍ニハスル暨後十九日午前五時郵政局長トシテハ日平車
カ必要トセラルル運賃ハ勿論減價スヘキモ兩軍進駐ハ運賃
金ノ込ナルニ依リ日本車カ必要トセラルル運賃ハ減價ラ
ズニ爲テマルルコトニ要存ナシ又運賃午高ニハ本ノ運賃ナク本
陸海參軍ハ日又ヨリ減價ニ依テ給セラレ結ル等情ニ就キ陸海參軍

IMT 292. 127

極秘

電信寫

40

1460

昭和18 二七一九 (暗)
 谷外務大臣
 第五六號 (案急、副長付號)
 (廣州灣進駐ニ關スル件)
 二十日午前總務長目ヨリノ内報ニ依レハ廣州灣長目ヨリ「二十日
 午前十四時日本側ト曾台ノ隊正現地狀勢平穩」トノ來電ニ接シタル
 由ニテ現地交渉モ迅速ニ完了ノ見込ナリト視測シ居ル地ナリ
 仰ヘ海電セリ
 大東亞大臣ニ海報シ在文大使ニ海電アリタシ

IMT 292. 133

外務省

極秘

電信寫

1460

仰ヘ海電セリ
 大東亞大臣ニ海報シ在文大使ニ海電アリタシ

IMT 292. 128

外務省

REEL No. A-1216

0205

アジア歴史資料センター

寫

1460

次大 官臣
第二 課長
第四 課長

38

外務省

政務局長

政務第課長

昭和十八年二月二十日

河内、栗山事務總長

谷 外務大臣

廣州灣進駐發表振ニ關スル件

(暗) 第五八號 (館長符號緊急)

貴電第五三號ニ關シ

廣州灣進駐ニ關スル大本營發表ハ左ノ通りトセララルル筈

「帝國陸海軍部隊ハ佛領印度支那共同防衛ニ關スル日佛間協定ニ基

キ佛國政府了解ノ下ニ〇月〇日廣州灣佛國租借地ニ進駐セリ」

尙發表ハ二月二十二日ノ豫定ナリ

佛、南大、北大、上海ニ轉電セリ

外務省

(日本標準規格B5)

IMT 292.

129.

1460

陸海參軍

極秘

電信寫

44

昭和18 二七九七 (暗)

ウイシー 三月二十日發
本省 二十二日前着

外務省

谷外務大臣

三谷大使

第八二號 (副長符號級)

(對佛申入ノ件)

往電第七八號ニ關シ

二十日「ロシア」次官ハ往訪セル本野ニ別電第八三號對支聲明文

ヲ手交シ本聲明ハ來ル二十三日當地ニ於テ發表シ重慶側ニハ通告

ヲセサルヘキ旨取テ確言セリ

本電別電ト共ニ尙、河内ニ轉電セリ

支ニ轉電アリタシ (轉電預)

北京、上海、天津、漢口、重慶、成都、昆明、香港、廣州、汕頭、梧州、柳州、貴陽、蘭州、西安、鄭州、開封、徐州、濟南、青島、煙台、威海衛、大連、長春、哈爾濱、瀋陽、錦州、營口、安東、延吉、琿春、敦化、蛟河、磐石、舒蘭、德惠、九台、農安、梨樹、雙陽、伊通、乾安、扶餘、大安、洮安、鎮賚、通榆、乾安、扶餘、大安、洮安、鎮賚、通榆

IMT 292.

144

寫

1460

次大 官長
第四課長

政務局長

政務局長

昭和十八年二月二十日

河内、栗山事務總長

谷 外務大臣

廣州灣進駐發表振ニ關スル件

(暗) 第五八號 (館長符號緊急)

貴電第五三號ニ關シ

廣州灣進駐ニ關スル大本營發表ハ左ノ通りトセララル等

「帝國陸海軍部隊ハ佛領印度支那共同防衛ニ關スル日佛間協定ニ基

キ佛國政府了解ノ下ニ〇月〇日廣州灣佛國租借地ニ進駐セリ」

尙發表ハ二月二十二日ノ豫定ナリ

佛、南大、北大、上海ニ轉電セリ

外務省

(日本標準規格 B5)

IMT 292.

129.

1460

内陸海參軍

極秘

電信寫

昭和18 二七九七 (暗)

グイシー 二月二十日後發
本省 二十二日前着

外務省

谷外務大臣

三谷大使

第八二號 (館長符號級)

(對佛甲入ノ件)

往電第七八號ニ關シ

二十日「ロシア」次官ハ往訪セル本野ニ別電第八三號對支聲明文

ヲ手交シ本聲明ハ來ル二十三日當地ニ於テ發表シ重慶則ニハ通告

ヲセサルヘキ旨取テ確言セリ

本電別電ト共ニ河内ニ轉電セリ

又ニ轉電アリタシ (轉電済)

北平、上海、電報

IMT 292.

144

極秘

電信寫

1460

(?)
 Le Gouvernement Francais se propose de donner effet, aussitôt
 qu'il lui sera possible et compte tenu des divers problèmes soulevés,
 à une décision qu'il tient à rendre immédiatement publique.

INT 292. 146

外務省

極秘

電信寫

1460

陸海參軍

45

昭和18 二七九九 (暗) ヴイシー 二月二十日發

本省 二十二日前着

谷外務大臣

三谷大使

第八三號 (館長符號扱、別電)

(對佛申入ノ件)

Desireuse de resserrer les liens d'amitié qui l'unissent à la Chine,
 la France a décidé de se désister de ses privilèges judiciaires en
 Chine et à renoncer à ses droits d'administration dans le quartier dip-
 lomatique de Pékin, dans les concessions internationales de Changhaï
 et de Koulangson et dans les concessions françaises de Changhaï, Tien-
 tsin, Hankou et Canton.

INT 292. 145

外務省

電信

1254

秘

昭和18 五一九五五 暗 北京 二月二十日後發
 (外二〇) 本省 二十一日前發

青木大東亞大臣 鹽澤公使

第三八三號 (三ノ一) 緊急

往電第三七六號 (別電)

「治外法權撤廢ノ要領」

第一 方針

一、治外法權ノ撤廢ハ事項別漸進的ニ行フコトトシ先ツ課稅ヲ次イテ
 警察及司法裁判權ノ順ヲ追フ如ク之ヲ處理スルモノトス

事務

大東亞省

0 248

大東亞省ハハ
 前一二ノ行政大
 官ハハハハハハ
 電ハハハハハハ

1254

2567

(分類)

電 信 案	電送第	號	主管
	平路	日 6時20分發	政務局長了 主任 第一課長
外 務 省	合 第 一 一 八 號	緊急	昭和一八年二月二日起草
	本大臣發傳電報第70号、南京、上海、北京、河成	電報	發 谷 大臣
	ハ 電 大東亞省ハハハハハハ		

(日本標準規格B5)

0 244

電信寫

1254

極

昭和18 五一九五五 暗 北京 二月二十日後發
 (外二〇) 本省 二十一日前着

青木大東亞大臣 鹽澤公使

第三八三號 (三ノ一) 緊急
 (治外法權撤廢ノ要領ニ關スル件)

往電第三七六號 (別電)

「治外法權撤廢ノ要領」

第一 方針

一、治外法權ノ撤廢ハ事項別漸進的ニ行フコトトシ先ツ課稅ヲ次イテ
 警察及司法裁判權ノ順ヲ追フ如ク之ヲ處理スルモノトス

0 248

大東亞省

大東亞省ハ、
 昭一八ノ行政ハ
 在在ハ、
 實ハ、
 實ハ、

1254

(分類)

電 信 案	電送第 平路 昭和十八年二月二十一日 午後六時二十分發	主管 政務局長	主任 第一課長	昭和十八年二月二十日起草
	件名 治外法權撤廢ノ要領ニ關スル件	宛 南京 重光大使 上海 田尻公使 北京 塩崎公使 河内 鹽澤公使 大東亞省 鹽澤公使	發 谷 大臣	
外 務 省	合 第一一八號	記録件名		

本大臣發傳電報第七〇号、南京、上海、北京、河内
 へ転電、大東亞省へ(転報ノコト)

(日本標準規格B5)

0 244

電信寫

大東亞省

但シ神社教育及兵事ニ關スル行政權ハ之ヲ保留スルモノトス
 三、前號實施ニ當リテハ日華兩國當局ハ相互ニ協力シ互讓ノ精神ヲ以テ圓滑ナル處理ノ下ニ兩國民相提携ノ實ヲ結ハシムル如ク努ムルモノトス

第二 要領

一、課税ニ關スル處理ハ昭和十九年一月一日ヨリ實施スルモノトス
 但シ日本ニ於テ既ニ實質的ニ負擔シアル分ニ付テハ右以前ニ於テ所要ノ措置ヲ講スルモノトス中國側ノ日本人ニ對スル課税ハ中央税及地方税ヲ通シ中國人ノ實際負擔額トノ間ニ均衡ヲ失セサルコトヲ原則トシ更ニ負擔ニ急激ナル増加ヲ來タササル如ク措置スル

電信寫

大東亞省

モノトス
 三、警察權及司法裁判權ノ移讓ハ(一字不明)司法警察並ニ行刑ニ關スル法制機構及施設ノ改善ヲ促進シ之カ整備ヲ俟チ完全ナル移讓ヲ行フヲ本則トス

前項ノ爲日本ニ於テ爲シ得ル限り之ニ協力スルモノトス
 三、前號移讓ニ至ル迄ノ間兩國國民ノ間ノ摩擦ヲ避ケ圓滑ナル實施ヲ圖ル爲當分ノ間左ノ如ク措置ヲ講スルモノトス
 (イ) 中國側ニ於テ日本人警察官ヲ採用シ日本人ニ對スル警察權ノ行使ニ當ラシム
 (ロ) 中國側ニ於テ外國人タル犯罪人ノ收容ニ充ツヘキ特別ノ刑務所

1254

電信寫

大東亞省

及拘留場等ヲ設備ス

(イ) 中國側ニ於テ特別法廷ノ設置日本人裁判官ノ聘用日本人辯護士ニ依ル辯護ヲ認ムル等ノ措置ヲ講スルモノトス

(註) 前項ノ措置ハ移讓ヲ開始シタル後凡ソ〇年以内ト豫定ス

(續ク)

0 251

1254

電信寫

大東亞省

主管 支線 (線線)

昭和18

五一九五五

暗

北京 本省

二月二十日後發
二十一日前着

青木大東亞大臣

鹽澤公使

第三八三號 (三ノ二) (緊急)

四 中國側ハ日本側ノ法令ニ依リ神社及公法人タル學校組合竝ニ學校組合聯合會設置ヲ認メ日本側ノ神社教育及兵事ニ關スル行政權ノ行使ヲ承認スルモノトス

五 其ノ他ノ事項ニ關シテハ前各號ノ趣旨ニ準シ之ヲ處理スルモノトス

但シ華北蒙疆等ノ地區ニ付テハ同地區特殊事情ニ應スル如ク處理

0 252

電信寫

大東亞省

スルモノトス

「治外法權撤廢ニ伴フ華北ニ於ケル課稅權措置要領」

要領

一 中國側地方稅ノ負擔ニ關シテハ日華兩國人相互間ニ實質的ニ均衡ヲ失セサル如ク措置スルモノトス

之カ爲日華兩當局ノ間ニ協議ヲ遂ケ各地區(省縣)別ニ人口其ノ他ノ狀況ヲ參酌シタル按分比ヲ以テ日本側ノ負擔スヘキ總額ヲ決定スルモノトス

二 前條ノ徵稅事務ハ當分ノ間中國側ヨリ日本側公共團體ニ委任セシムルモノトス

右日本側公共團體ニハ現存居留民團及居留民會若クハ民團法廢止

電信寫

大東亞省

ト同時ニ設置セラルヘキ日本人會又ハ學校組合及學校組合聯合會ヲ以テ之ニ充ツ

前項學校組合ハ各地別、學校組合聯合會ハ概ネ省政府所在地ニ之ヲ設置ス

三、中央稅タル所得稅ニ付テハ初年度ニ於テ支那側稅率三分ノ一、第二年度ニ於テ三分ノ二、第三年度以降ニ於テ全額ヲ徵收セシムルモノトス

但シ中央稅ノ負擔ニ關シテモ日華兩國人相互間ニ實質的ニ均衡ヲ失セサル如ク措置ス

四、前條ノ徵收事務ハ當分ノ間地方稅ノ場合ト同様日本側公共團體ニ

1254

電信寫

大東亞省

委任セシムルモノトス

其日本側公共團體ノ徵稅代行ハ中國側ノ稅制及徵稅機關ノ整備ニ伴
ヒ其ノ事務ヲ中國側機關ニ移行ス

右中國側機關ニ日本人ヲ備聘セシムルモノトス

註、中國側課稅ノ全面的實施後ニ於ケル教育其ノ他日本人福祉施設
ノ運營ニ資スル爲中國側ニ於テ豫メ適當ナル好意的措置ヲ講スル
コトヲ所期スルモノトス（別紙參照）

（續ク）

0 255

1254

極秘

電信寫

大東亞省

主管 支總（總總）

昭和18

五一九五五

暗

北京

二月二十日後發

（外二〇）

本省 二十一日前着

青木大東亞大臣

鹽澤公使

第三八三號（三ノ三）（緊急）

附則

一、日本側政府ハ前記日本側公共團體カ中國側徵稅代行機關トシテ徵
收スヘキ中國稅總額ノ範圍内ニ於テ適當額ノ補助費ヲ學校組合ニ
増額交付ス

二、右公共團體ハ從來各地民國民會ノ施行シタル課稅率ニ基キ日本人
及日本法人ヨリ中國側課稅ヲ含メ從來程度ノ課稅ヲ徵收スルコト

0 256

電信寫

ヲ得ルモノノ如ク措置ス
 但シ右公共團體ハ教育以外ノ公共事業ヲ統合整理シ爾後ノ收入縮
 減ニ即應セシムルモノトス
 「別紙」「華北ニ於ケル教育費其ノ他ノ不足經費調達處理ノ件」
 中國側課稅權ノ容認ニ依ル日本公共團體ノ收入減ノ補填ヲ計ル爲左
 ノ措置ヲ講スルモノトス

一、各地民國民會ノ有スル國債整理ヲ容易ナラシムル爲二千萬圓以內
 ノ低利（二分）融資ヲ行フ（現地當局限リニテ處理ス）
 「註」昭和十七年度末ニ於ケル華北民國民會ノ未償還國債ニ關シ
 テハ目下調査中ナルモ總額二千萬圓（平均五分利）ヲ超ヘサ

大東亞省

電信寫

ル見込ナリ

ニ、收益事業及土地ノ經營ニヨリ日本側公共團體ノ收入増加ヲ圖ル
 「註」土地經營ニ付テハ邦人將來ノ發展ニモ備ヘ適當ナル土地ヲ
 實質的ニ確保セシメ其ノ經營ヲ現地當局ニ於テ援助ス
 三、前二號ノ措置ニ依リテ尙不足スル經費ノ補填ハ居留民ニ於テ一部
 ノヲ負擔セシムルト共ニ日本政府國庫補助金ノ増額ニ依ル
 南大へ轉電セリ

大東亞省